

知事許可漁業の許認可方針改正（素案）の概要

1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、さわら流網漁業の許認可方針について、500メートル間隔で掲げなければならない標識及び灯火の色を黄色から白色に変更することにより、視認性を高め、操業の安全性の向上を図ります。

また、刺網漁業の許認可方針について、「一般海域」という語句を「第一種共同漁業権の設定区域を除く区域」に変更することにより、語句の正確性を高め、他の許認可方針との記載の整合性を図ります（この変更により語句の意味する範囲が変わるものではありません）。

以上2点について、許認可方針を改正するものです。

2. 改正内容

■さわら流網漁業の許認可方針

【改正後】

（6）標識及び灯火

操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北（東）端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南（西）端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また500メートル間隔に白色の閃光灯と白色の標旗を掲げなければならない。

【現行】

（6）標識及び灯火

操業中は、他の船舶等から漁具の敷設状況が確認できるよう標識として漁具の北（東）端に赤色の閃光灯と赤色の標旗を、南（西）端に緑色の閃光灯と緑色の標旗を、また500メートル間隔に黄色の閃光灯と黄色の標旗を掲げなければならない。

■刺網漁業の許認可方針

【改正後】

（2）操業時間

第一種共同漁業権の設定区域を除く区域における操業時間は、午後3時から翌日午前8時までとする。

【現行】

（2）操業時間

一般海域における操業時間は、午後3時から翌日午前8時までとする。

3. スケジュール

令和5年12月下旬：府民意見等の募集（パブリックコメント）

令和6年1月下旬：大阪海区漁業調整委員会への諮問

令和6年2月中旬：知事許可漁業の許認可方針改正